

# 令和6年度 旭川公共職業安定所期間業務職員募集要項①

## 1 募集職種

一般相談員【安定所勤務】（職業相談員・雇用保険相談員・申請相談員）

## 2 募集人員

8名

## 3 学歴、年齢

不問

## 4 募集期間

令和6年2月2日(金)から令和6年2月9日(金)まで  
※応募者多数の場合は早期に募集を締め切る場合があります。

## 5 就業場所

- ① ハローワーク旭川（旭川市春光町10番地の58）
- ② ハローワークまちプラコーナー（旭川市1条通8丁目108番地フィール旭川2階）

## 6 各就業場所における就業時間

- ① ハローワーク旭川 8:30～17:15の間の6時間30分
- ② ハローワークまちプラコーナー 10:30～19:00の間の6時間30分

## 7 勤務日数及び賃金

勤務日数 年間240日(月平均20日)

日額 7,904円～8,892円(日額は左記の範囲内で学歴・職務経歴を勘案して規定により決定します)

## 8 従事する業務及び必要な経験、免許・資格

### (1) 職業相談員(一般)(1名)

【就業場所】 ①ハローワーク旭川

【業務内容】

- ・適正な職業選択及び就職後における職場への適応について、対象者の相談に応じ、必要な援助(一般的な職業相談及び職業紹介等)を行うこと。
- ・対象者の雇用に関する事項について、対象者を雇用する事業主の相談に応じ、必要な援助(求人受理等)を行うこと。

【必要な経験、免許・資格】

- ・労働市場に関する問題について深い関心と理解を有する方

- ・職業相談、職業紹介業務についての知識を有する方

## (2) 職業相談員(マザーズ)(1名)

【就業場所】 ①ハローワーク旭川

### 【業務内容】

- ・マザーズハローワーク又はマザーズコーナー(以下「マザーズハローワーク等」という。)における初回来所者に対する初回相談の実施
- ・来所者に対するマザーズハローワーク等の支援内容の説明及び必要な支援窓口への誘導
- ・一般的な職業相談及び職業紹介並びにこれに付随する業務
- ・求人情報、保育サービス関連情報の提供等求職者の就職可能性を高めるための就職支援
- ・その他、マザーズハローワーク事業に関する補助的業務

### 【必要な経験、免許・資格】

- ・労働市場に関する問題について深い関心と理解を有する方
- ・職業相談、職業紹介業務についての知識を有する方

## (3) 職業相談員(一体的実施分)(2名)

【就業場所】 ②ハローワークまちプラコーナー

### 【業務内容】

- ・国が行う雇用施策と地方自治体が行う業務を一体的に実施する事業において、求職者に対する適正な職業選択及び就職後における職場への適応について、求職者の相談に応じた必要な援助(一般的な職業相談及び職業紹介等)や、対象者の雇用に関する事項について、対象者を雇用する事業主の相談に応じた必要な援助(求人受理等)を行う。その他、地方自治体と国との協定に基づく事業に関する補助的業務

### 【必要な経験、免許・資格】

- ・労働市場に関する問題について深い関心と理解を有する方
- ・職業相談、職業紹介業務についての知識を有する方

## (4) 雇用保険相談員(3名)

【就業場所】 ①ハローワーク旭川

### 【業務内容】

- ・雇用保険の被保険者に関する相談その他必要な事務
- ・雇用保険の被保険者に係る各種届出の処理及び相談その他適正な届け出がなされるために必要な事務
- ・雇用保険の受給資格者に関する相談その他適正支給及び受給資格者の早期再就職の促進のために必要な業務
- ・雇用保険に係る各種給付に係る申請及び届出の処理並びに周知及び相談その他各種給付の適正な活用のため必要な事務
- ・その他雇用保険制度の運営のために必要な事務

### 【必要な経験、免許・資格】

- ・雇用保険の適用・給付に関する業務に深い関心と理解を有する方
- ・企業において雇用保険業務の経験があれば尚可

## (5) 申請相談員(求職者支援制度)※給付金(1名)

【就業場所】 ①ハローワーク旭川

### 【業務内容】

- ・職業訓練受講給付金の審査や支給決定における支援業務。
- ・職業訓練受講給付金の申請窓口において、一般的な相談や電話での応答業務。
- ・職業訓練受講給付金に係る調査統計報告の集計業務

- ・職業訓練受講給付金の不正受給調査に関する簡易な支援業務
- ・求職者支援資金融資の労金への取り次ぎに係る支援業務
- ・受講者の就職状況の確認等に係る支援業務
- ・その他求職者支援制度等の運営に関する支援業務

【必要な経験、免許・資格】

- ・公的職業訓練に関する業務について、深い関心と理解を有する方
- ・企業において助成金の支給申請事務等の経験があれば尚可

## 9 その他

### (1) 就業場所等に係る希望について

希望する就業場所、業務がある方は、履歴書にその希望を記入してください。

なお、最終的な判断につきましては、旭川公共職業安定所で決定することとなりますので、希望どおりにならないこともありますことを、あらかじめご承知願います。

### (2) 昇給等について

#### ①昇給

任期満了後翌年度に再び同一官職に採用された場合、4月1日付で昇給を行う場合があります。ただし、給与額が上限となっている場合は、昇給はありません。

#### ②期末・勤勉手当

期末・勤勉手当(賞与)は、6月1日あるいは12月1日に在籍し、基準日において任用期間が6か月を超える方あるいは6か月を超えることが予定されている方に、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給します。

### (3) 応募資格について

国家公務員法第38条の規定により、次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ②懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、国家公務員法第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者